

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第40号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年3月6日 07時41分ごろ
発生場所	明石海峡東方沖 兵庫県神戸市所在の平磯灯標 <sup>ひらいそ</sup> から真方位133°3.8海里付近 (概位 北緯34°34.7′ 東経135°07.3′)
事故等調査の経過	平成26年4月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>エステイ</sup> S T MERMAID (大韓民国籍)、1,599トン 9344887 (IMO番号)、SEATRAS CO.,LTD B 漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、4.8トン HG3-36691 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A (大韓民国籍)、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部に擦過傷 B 船尾部やぐらに曲損、左舷船尾部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか12人が乗り組み、明石海峡を通過し、船長Aが操船指揮に当たり、三等航海士及び操舵員を船橋配置に就け、約9ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進していた。 船長Aは、B船を認めたものの、針路及び速力を保持して航行を続けた。 A船は、東進中、平成26年3月6日07時41分ごろ、明石海峡東方沖において、左舷船尾部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約3knの速力により、長さ約380mのワイヤに接続した漁網をえい網しながら北西進し、船長Bが、船尾甲板で船首方を向き、中腰の体勢で漁獲物の選別作業を始めた。 船長Bは、周囲を見回し、航行に支障となる船はいないものと思い、選別作業に専念していたところ、航走波による動揺で左舷方を振り向いた時、A船が目前に迫っていることが分かったが、どうすることもできず、B船の左舷船尾部とA船の左舷船尾部とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約0.5m
その他の事項	B船は、鼓形の形象物を保有していたが、破損しており、破損した

	状態でマストに表示していた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、明石海峡東方沖を東進中、船長Aが、B船を認めたものの、針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、針路及び速力を保持した経緯を明らかにすることはできなかった。 B船は、明石海峡東方沖をえい網して北西進中、船長Bが漁獲物の選別作業に意識を集中していたことから、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、明石海峡東方沖において、A船が東進中、B船が北西進中、船長Aが、B船を認めたものの、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが漁獲物の選別作業に意識を集中していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・見張りを適切に行い、衝突のおそれの判断を速やかに行うとともに、衝突を避けるための動作を適切に行うこと。</li> <li>・トロール漁業に従事する漁船は、操業中は、漁ろうに従事であることを示す形象物を適切に表示すること。</li> <li>・操業中の漁船であっても、常に適切な見張りをを行い、衝突を避けるための動作を適切に行うこと。</li> </ul>